



処理業の許可申請に関する 最新の周知事項について

神奈川県 環境農政局 環境部 資源循環推進課

2025年12月10日

本日の内容

許可申請に関する留意事項

1

- ・県域での許可申請における運用変更
- ・近年発出された通知等
- ・廃棄物処理法施行規則の一部改正について

資源循環の推進に関する動向

2

- ・プラスチックリサイクルに関する取組み
- ・神奈川県食品ロス削減推進計画
- ・廃棄物自主管理事業の取組み

許可申請に関する留意事項

県域での許可申請における運用変更

申請手続きのキャッシュレス決済について

神奈川県は、**令和7年9月末日に収入証紙の販売を終了**※しました。
これに伴い、廃棄物処理業等の各種申請手数料の支払方法が変わりました。

新しい支払い方法

支払い方法	説明
納付書	金融機関やコンビニエンスストア等にて納付書によりお支払い
キャッシュレス決済	申請窓口にてクレジットカードや2次元バーコード等によりお支払い
e-kanagawa電子申請／電子納付	パソコンからe-kanagawa電子申請の後、キャッシュレス決済により電子納付

※ 既に購入された収入証紙は、令和8年3月末(予定)までご利用いただけます。
また購入代金の返金に関しては、県HPよりご確認ください。

許可申請に関する留意事項

県域での許可申請における運用変更

申請手続きのキャッシュレス決済について

次の申請手続きに関する手数料がキャッシュレス決済となりました。

①(特別管理)産業廃棄物収集運搬業関係

許可申請

許可更新申請

変更許可申請

※積替保管あり・なしともに対象

②(特別管理)産業廃棄物処分業関係

許可申請

許可更新申請

変更許可申請

許可申請に関する留意事項

県域での許可申請における運用変更

申請手続きのキャッシュレス決済について

③産業廃棄物処理施設関係

設置許可申請

変更許可申請

産業廃棄物処理施設である
熱回収施設認定申請

産業廃棄物処理施設である
熱回収施設認定更新申請

譲受け又は借受けの許可申請

設置法人合併又は分割の認可
申請

④一般廃棄物処理施設関係

設置許可申請

変更許可申請

一般廃棄物処理施設である
熱回収施設認定申請

一般廃棄物処理施設である
熱回収施設認定更新申請

譲受け又は借受けの許可申請

設置法人合併又は分割の認可
申請

許可申請に関する留意事項

近年発出された通知等について

PFOS等を含む水処理に用いた使用済み活性炭の適切保管等について

■令和7年3月26日に発出された環境省通知

水道における暫定目標値または公共用水域等における指針値を超過する濃度のPFOS、PFOAを含む水の処理に用いた使用済み活性炭の適切な管理について、環境省から通知が発出されました。



↑通知のページ(環境省HP)

1. 使用済み活性炭の適切な保管について

事業場等で使用済み活性炭を長期間保管する場合は、屋内保管または雨水等が当たらないよう保管すること。保管状況を定期的に確認するなどPFOS等の流出による汚染を生じさせないこと。
また、廃棄物となった使用済み活性炭を保管する場合は、廃棄物処理法の処理基準や保管基準に沿って適切に管理し、速やかに処理すること。

2. 使用済み活性炭の適正処理について

使用済み活性炭を廃棄物として処理する際、排出事業者は処理業者に対してPFOS等の含有情報を適切に提供すること。処理業者は、「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（令和4年9月環境省作成）を参考に確実に分解処理すること。

3. 使用済み活性炭の再生について

使用済み活性炭の再生の委託を検討する際、PFOS等が廃棄物に含まれていることを受託先の再生事業者に伝え受入可能か確認すること。

許可申請に関する留意事項

近年発出された通知等について

【補足】 PFOS等を含む廃棄物の処理について

PFOSやPFOAとは？

名称	主な用途	説明
PFAS(ピーファス)	撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等	<ul style="list-style-type: none">有機フッ素化合物の中で、ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物を総称したもの。独特な性質(水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い等)をもつものがあり、幅広い用途で使用されてきた。
PFOS(ピーフォス)	半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等	<ul style="list-style-type: none">PFASの一つ。ペルフルオロオクタンスルホン酸という。環境中で分解されにくく、環境残留性や蓄積性、長期毒性の疑い等から国際的に製造等が禁止されている。
PFOA(ピーフォア)	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	<ul style="list-style-type: none">PFASの一つ。ペルフルオロオクタン酸という。PFOSと同様に、環境中での分解されにくさ等から国際的に製造等が禁止されている。

PFOSやPFOA※やそれらを使用した製品が廃棄物になったものは、廃棄物処理法に基づいて適正に処理する必要があります。

※PFOSやPFOAの塩も含む

許可申請に関する留意事項

近年発出された通知等について

【補足】 PFOS等を含む廃棄物の処理について

PFOS又はPFOAを含有する廃棄物の適切な保管、処理委託、収集運搬、分解処理等の方法は、「[PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項\(2022年9月環境省作成\)](#)」に掲載されています。PFOSまたはPFOA含有廃棄物を取り扱う際はご確認ください。



←掲載場所はこちら
(環境省HP)

■PFOS含有廃棄物・PFOA含有廃棄物の種類(技術的留意事項より抜粋)

区分	排出事業者	廃棄物の種類
泡消火設備	点検、訓練に伴い放出された泡消火薬剤	設備所有者又は点検業者、消防機関等 汚泥または廃酸・廃アルカリ
	廃薬剤	設備所有者又は解体業者 汚泥または廃酸・廃アルカリ
消火器	点検、訓練に伴い放出された泡消火薬剤	設備所有者又は点検業者、消防機関等 汚泥または廃酸・廃アルカリ
	廃薬剤	設備所有者又は解体業者 汚泥または廃酸・廃アルカリ
パッケージ型 消火設備等	点検、訓練に伴い放出された泡消火薬剤	設備所有者又は点検業者、消防機関等 汚泥または廃酸・廃アルカリ
	廃薬剤	設備所有者又は解体業者 汚泥または廃酸・廃アルカリ

許可申請に関する留意事項

廃棄物処理法施行規則の一部改正について

電子マニフェストにおける項目追加について

廃棄物処理法施行規則の改正(2025年4月公布、2027年4月施行)により、電子マニフェストに係る規制が改正されました。これにより、**電子マニフェストの「処分終了報告(最終)」「最終処分終了報告」に入力項目が追加されることとなりました。**



電子マニフェストから詳細な廃棄物処理の流れや再資源化状況がわかるように

許可申請に関する留意事項

廃棄物処理法施行規則の一部改正について

電子マニフェストにおける項目追加について

「新たに報告が必要な項目」

最終処分または再生を行うまでの全ての処分に関する以下の情報

- ① 処分業者の名称と許可番号
- ② 処分事業場の名称と所在地
- ③ 処分方法
- ④ 処分方法ごとの処分量
- ⑤ 処理後物の種類と量

※①～⑤は自社および最終処分されるまでの全ての処分事業場の情報を報告します。

2027年4月から①～⑤の項目の記入が必須になります！

(2025年5月～2027年3月末までは任意項目のため従来の方法で報告できます。)

許可申請に関する留意事項

廃棄物処理法施行規則の一部改正について

電子マニフェストにおける項目追加について



チラシ掲載 ページ Q & A掲載ページ

追加項目		説明
基本設定	処分事業場	中間処理後のすべての処分に係る処分事業場の情報 (①処分業者名称、②許可番号、③処分事業場の名称、④処分事業場の所在地)
	処分方法	最終処分されるまでの全ての処分事業場での処理工程
	処理後物の種類	最終処分されるまでの全ての処分において発生する処理後物の種類
情報パターン 設定	処分方法ごとの割合 (%)	処分方法ごとの処分量を自動算出するための比率
	処理後物の種類ごと の割合(%)	処理後物の量を自動算出するための比率

日本産業廃棄物処理振興センターのホームページにQ & Aなどが掲載されておりますので、併せてご確認ください。

Kanagawa Prefectural Government

許可申請に関する留意事項

廃棄物処理法施行規則の一部改正について

処理委託契約書の法定記載事項の追加について

廃棄物処理法施行規則の改正(2025年4月公布、2026年1月施行)により、**処理委託契約書の法定記載事項が追加されました。**

追加された法定記載事項(廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第6号へ)

委託者が化管法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合



2026年1月から第1種指定化学物質の名称と
量/割合の記載が必要になります

許可申請に関する留意事項

廃棄物処理法施行規則の一部改正について

処理委託契約書の法定記載事項の追加について

- 排出事業者は産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に対して廃棄物を適正処理するために必要な情報を伝達することが定められている。
(廃棄物処理法施行規則第8条の4の2)

→ 廃棄物を適正処理するために必要な情報

- ・当該廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ・通常の保管状況下での腐敗、揮発など廃棄物の性状の変化に関する事項
- (廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第6項)

→ 情報伝達の方法の例

環境省が作成したWDS（廃棄物データシート）に、排出事業者が情報提供すべき項目を記載し、処理業者に渡す。

環境省HPにWDSの様式・ガイドラインが掲載されています。
(ガイドラインも今後改訂予定)

掲載ページはこちら⇒



許可申請に関する留意事項

廃棄物処理法施行規則の一部改正について

処理委託契約書の法定記載事項の追加について

化管法とは？（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律

SDS制度

化学物質や化学物質を含む混合物を譲渡、提供する際にその物質の性質や危険性・有害性や取扱いに関する情報を文書で相手方に提供する制度。

この文書はSDS(安全データシート)と言う。

PRTR制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質(第1種指定化学物質)について、事業所が排出・移動した際に、その量を把握し国に届け出る制度。



第1種指定化学物質とは？

人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在すると認められるものとして化管法で定められる化学物質で、現在515物質が指定されている。
(例：ベンゼン、トルエン、ダイオキシン類、臭化メチル、CFC、石綿 等)

資源循環推進に関する動向

プラスチックに関する取組み

神奈川県プラスチック資源循環推進等計画について

県では、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされず廃棄されるプラごみをゼロにすることを目指しています。また、本県におけるプラスチック資源循環をより一層推進するため「**神奈川県プラスチック資源循環推進等計画**」を策定しています。

■計画期間

2023年度～2027年度まで

■基本方針

「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、プラスチックの**3R+Renewable**に係る取組みを進める。

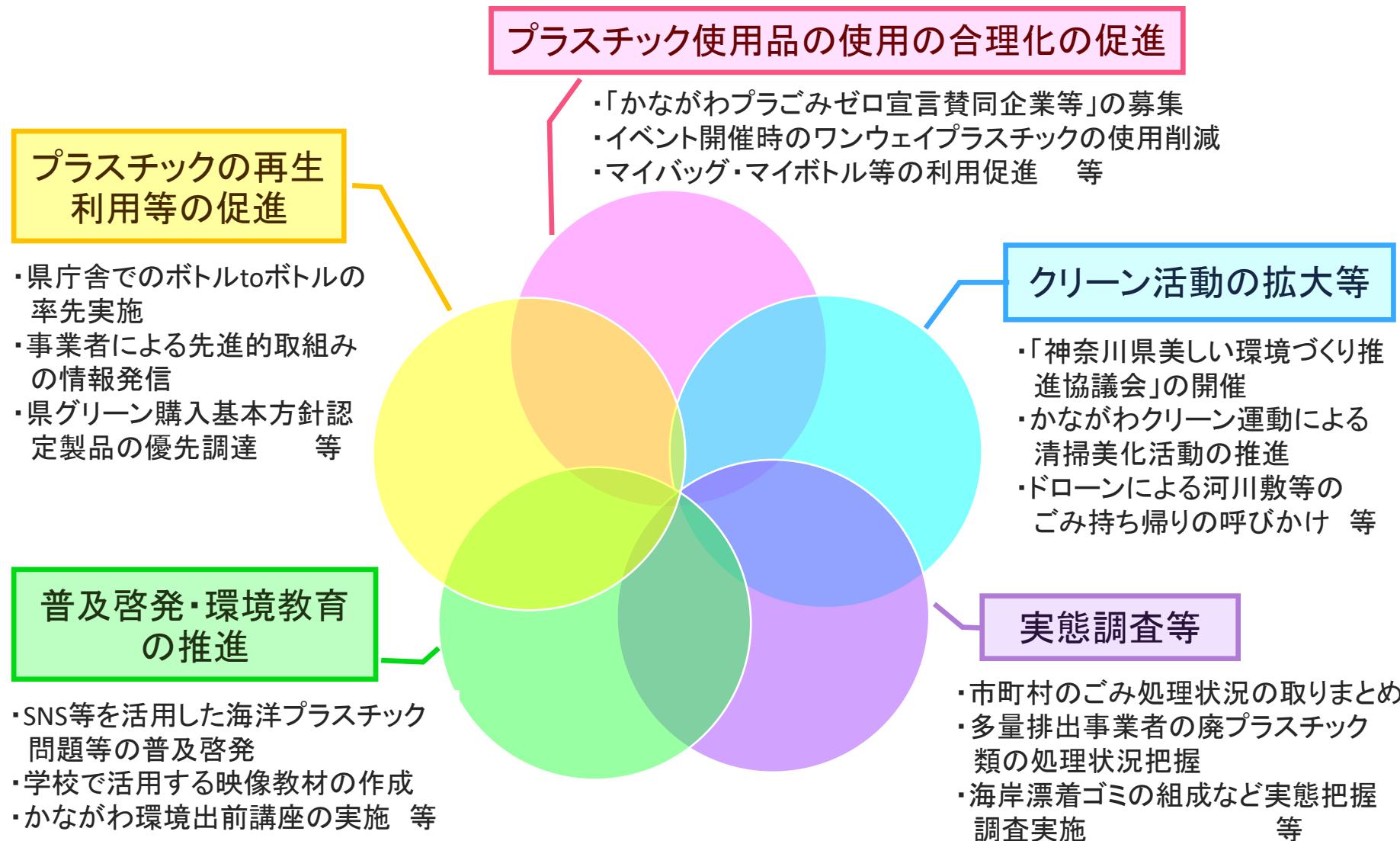
■計画の目標値（プラごみの有効利用率）

年度	2020年度実績	2027年度	2030年度
一般廃棄物	98.5%	99.7%	100%
産業廃棄物	81.7%	94.5%	100%

※毎年度、排出量等と併せて
数値を把握の上公表

資源循環推進に関する動向

■推進方策と取組み状況（令和5年度）



資源循環推進に関する動向

神奈川県食品ロス削減推進計画

神奈川県食品ロス削減推進計画の改定について

- 県では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、食品ロス削減を総合的・計画的に推進するため、2022年3月に「**神奈川県食品ロス削減推進計画**」を策定しました。
- 国の基本的な方針が変更されたことを受けて、**2026年3月に県計画を改定**します。【予定】

■計画期間

2022年度～2030年度まで

■基本目標

県民1人ひとりが、食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロスの削減を「他人事」ではなく、「**自分事**」として捉え、食品ロスの削減の取組を**「実践」**する社会の実現を目指す。

■改定事項の概要（案）

本県の食品ロスの発生量について、事業系食品ロス発生量の削減目標（2000年度比で2030年度までに半減）は、近年目標達成状況にある。国の基本方針の変更を踏まえて、事業系食品ロス発生量の削減目標の引き上げや施策の充実・強化を図る。

資源循環推進に関する動向

神奈川県食品ロス削減推進計画

■ 削減目標

事業系食品ロス

県内で発生する食ロス発生量を、
2000年度比で2030年度までに60%減
(改定前から10ポイント引き上げ)



家庭系食品ロス

県民1人1日当たりの食ロス発生量を、
2000年度比で2030年度までに半減
(改定前から変更なし)



資源循環推進に関する動向

神奈川県食品ロス削減推進計画

■ 削減目標

施策	教育及び学習の振興・普及啓発等	<ul style="list-style-type: none">◆ チラシや広報誌等を活用した普及啓発◆ 学校や環境学習リーダー会等に対する講義◆ 学校の教科等を通じた理解促進 
	食品関連事業者等の取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none">◆ 商慣習見直し等の推進、食べきり、手前どり、 食べ残しの持ち帰り、3010運動などの促進◆ 規格外や未利用の農林水産物の活用推進 
	未利用食品を提供するための活動の支援等	<ul style="list-style-type: none">◆ フードバンク、フードドライブ活動の推進(デジタルの活用含む)◆ 災害時用備蓄食料の有効活用

資源循環推進に関する動向

廃棄物自主管理事業における取組みについて

廃棄物自主管理事業とは？

神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が協働して、平成8年度から実施している取組です。

- ◎ 事業者による廃棄物の発生抑制
- ◎ 再生利用等の自主的な取組みを促進

のため

多量排出事業者 { 産業廃棄物 年間1,000トン以上
特別管理産業廃棄物 年間50トン以上



産業廃棄物処理計画書の作成と実施状況の報告義務
※ 神奈川県では法の対象事業者以外に対しても、提出を呼びかけ

資源循環推進に関する動向

廃棄物自主管理事業における取組みについて

廃棄物自主管理事業とは？

排出事業者

提出・報告

- ◎ 廃棄物自主管理計画(状況)報告書
- ◎ 産業廃棄物処理計画書
- ◎ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

情報提供

神奈川県・横浜市・川崎市
相模原市・横須賀市

- ◎ 報告書等の集計・分析
- ◎ 優れた取組事例の収集
- ◎ パンフレット等の作成
- ◎ 説明会の開催

資源循環推進に関する動向

廃棄物自主管理事業における取組みについて

産業廃物処理計画実施状況報告書の様式を変更しました

プラスチック資源循環促進法

排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制及び再資源化をする際は、可能な限り次の優先順位に従う。

① 排出の抑制⇒② 適切な分別⇒③ 再資源化できるものは再資源化⇒④ 熱回収
できるものは熱回収



廃プラスチック類の処理状況を把握するために、令和7年度から産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式を変更しました。

■ 変更内容

廃プラスチック類の再生利用の項目【マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、燃料化、その他】を記載した

排出事業者から具体的な再生利用方法について、問合せがあった場合などは処理業者の皆様のご協力をお願いいたします。

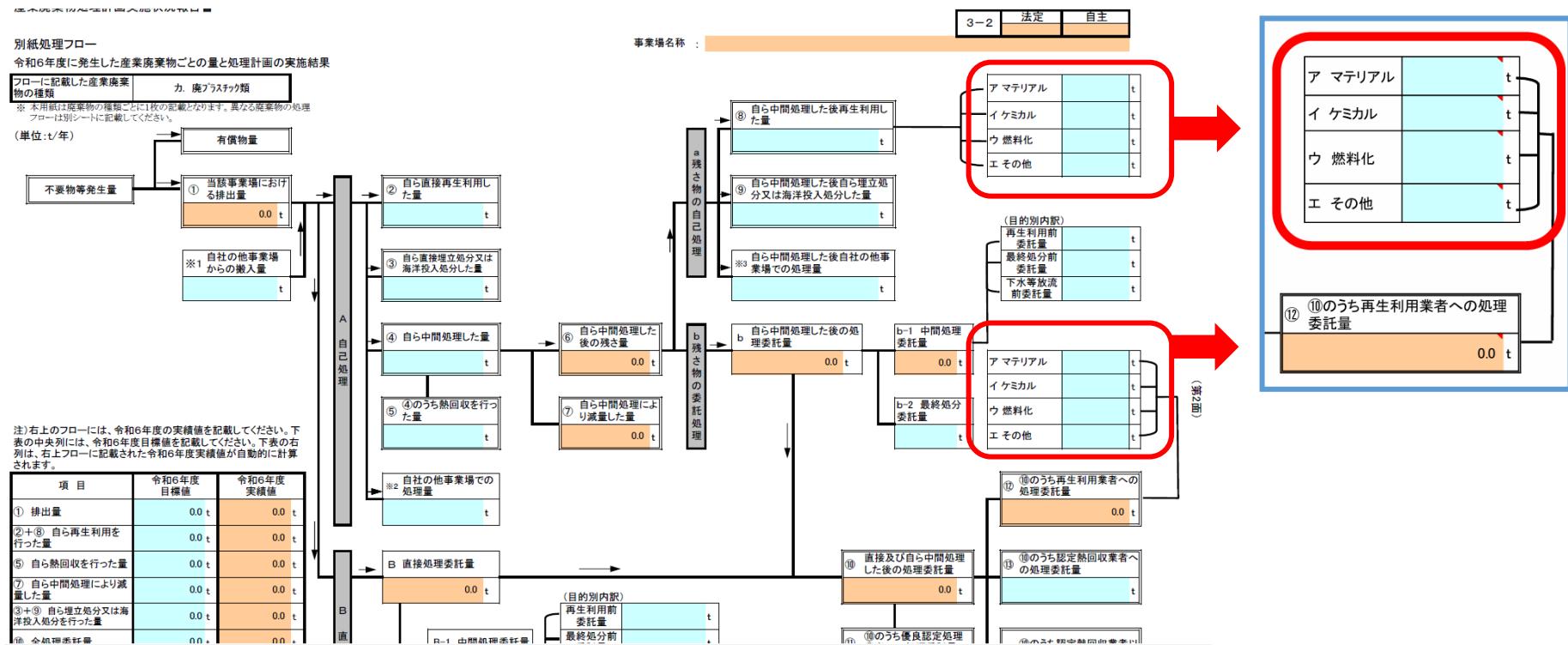
資源循環推進に関する動向

廃棄物自主管理事業における取組みについて

産業廃物処理計画実施状況報告書の様式を変更しました

■ 変更した様式

産業廃棄物処理計画実施状況報告書(廃プラスチック類)



資源循環推進に関する動向

廃棄物自主管理事業における取組みについて

産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式を変更しました

■ 変更した様式

産業廃棄物処理計画実施状況報告書(廃プラスチック類)

リサイクル方法の考え方の例

ア マテリアル	t
イ ケミカル	t
ウ 燃料化	t
エ その他	t

(12)のうち再生利用業者への処理
委託量
0.0 t

ア マテリアル	①プラ原料化 ②プラ製品化
イ ケミカル	①原料・モノマー化 ②高炉還元剤 ③コークス炉化学原料化 ④ガス化・油化(RPFガス化含む)(化学原料としての利用)
ウ 燃料化	①固体燃料化(RPF化など) ②セメント原・燃料化(セメント精製過程における燃料使用のみ) ③ガス化・油化(燃料としての再生)
エ その他	焼却して、焼却灰を路盤材等に再利用する場合等に記入

リサイクル方法の考え方や記入方法についてのQ & Aを
県ホームページに掲載しています

